

**令和5年度福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金
募集要項**

1 趣旨

県は、こどもの居場所づくりの取組を支援し、県内のこどもの居場所の空白地域の解消や充足率の向上を図り、こどもたちの社会的孤立を防止するとともに、支援が必要なこどもたちを支援機関に繋げることを目的として、県内で居場所づくりを行う法人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、補助金を交付します。

2 補助対象となる事業

- (1) こどもの居場所を新たに開設する事業
- (2) こども居場所を広域的に支援する事業

3 補助対象となる事業の要件

- (1) こどもの居場所を新たに開設する事業
 - ア 補助対象期間内に、こどもの居場所を開設できる事業であること。
 - イ こどもが無料又は低額（実費相当額）で利用できる居場所を提供する事業であること。
 - ウ 各回5名以上のこどもの参加が見込まれ、特定の者を対象とした事業ではないこと。
 - エ 原則として、月1回以上の頻度で居場所を提供する事業であること。
 - オ 補助事業終了後も継続的に居場所を提供する事業であること。
 - カ 補助事業実施期間内に、「福島県内のこどもの居場所一覧（福島県こども・青少年政策課調べ）」へ登録すること。
 - キ 令和5年1月1日以降に開設した又は開設する予定のこどもの居場所であること。
 - ク 過去に、こどもの居場所を新たに開設する事業として、県補助金の交付を受けていないこと。ただし、団体等が、他の地域に新たにこどもの居場所を開設する場合はこの限りではない。
- (2) こどもの居場所を広域的に支援する事業
 - ア 補助事業終了後も継続的に活動を行うこと。
 - イ 特定の団体等の支援を目的とした事業ではないこと。
 - ウ 関係する行政機関や団体等と連携していること。

4 事業実施期間

交付決定の日から令和6年3月31日までとします。
既に開始している事業についても、本補助金に応募することは差し支えありませんが、交付決定の日以降に発生した経費が補助対象経費となります。

5 補助対象経費

(1) こどもの居場所を新たに開設する事業

費目	内容
需用費（消耗品費）	単価が税込5万円未満の物品の購入経費 例) 調理器具、食器、学習支援に必要な書籍等
需用費（印刷製本費）	広報活動に必要なチラシ、ポスター等の印刷経費
需用費（修繕料）	税込10万円未満の小規模な修繕経費
役務費（通信運搬費）	郵便料及び運搬料
負担金	講習会の受講料、研修等の参加者負担金

(2) こども居場所を広域的に支援する事業

費目	内容
報酬	臨時的に雇用するアルバイト等への人件費
報償費	外部講師への謝金
旅費	外部講師への交通費、研修旅費等
需用費（消耗品費）	単価が税込5万円未満の物品の購入経費
需用費（印刷製本費）	広報活動に必要なチラシ、ポスター等の印刷経費
需用費（修繕料）	税込10万円未満の小規模な修繕経費
役務費（通信運搬費）	郵便料及び運搬料
委託料	ランディングページ作成に係る委託経費等
使用料及び賃借料	研修会の会場使用料、広域的支援に必要な建物・倉庫等の賃借料（敷金や礼金、仲介手数料、クリーニング代等を除く）等

(3) 留意事項

- ア 補助事業を実施するために直接必要な経費を対象とし、団体等の運営に係る経常的な経費は対象外とします。
- イ 銀行振込又は現金による支払いを原則とします。電子決済や小切手、手形等による支払いは認められません。
- ウ 電子機器（テレビや録画機器、カメラ、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター、ゲーム機等）の購入経費は、対象外とします。

6 補助率及び補助金額

(1) 補助率及び補助上限額は、下表に掲げるとおりとします。

補助対象事業	補助率	補助上限額
こどもの居場所を新たに開設する事業	5分の4以内	40万円
こどもの居場所を広域的に支援する事業	5分の4以内	80万円

(2) 留意事項

ア 補助対象経費の合計額（収支予算書（別紙2）の支出額の合計）から補助事業に充当する収入額の一部（参加者負担金及びその他助成金（併用可能なものに限る））を除いた額に補助率を乗じて得た額を補助額とします。

イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

7 応募手続き

(1) 募集期間

令和5年7月14日（金曜日）から令和5年11月30日（木曜日）までに応募のあった事業を審査の対象とします。ただし、予算の執行状況によっては、募集の終了を前倒しすることもありますので、予め御了承ください。

(2) 応募書類

- ア 事業計画書（別紙1）
- イ 収支予算書（別紙2）
- ウ 団体等の概要書（別紙3）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙4）
- オ 誓約書（別紙5）
- カ 団体等の定款、規約又はそれに相当する文書の写し
- キ 団体等の直近の事業報告書及び収支決算書の写し
- ク 団体等の活動内容が分かる資料の写し
- ケ 法人又は団体名義の預金口座通帳の写し（表紙及び見開きページ）

(3) 提出方法

下記応募先へ電子メール又は郵送により提出してください（ファクスや持参による提出は不可）。

【応募先】

福島県こども・青少年政策課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎6階）

電子メール kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

電話番号 024-521-7187

8 審査

(1) 採択事業の決定

県が設置する審査委員会での審査を経て、補助対象とする事業を採択します。原則として、毎月末日（末日が土曜日又は日曜日の場合は、その前の開庁日）までに応募のあった事業について、翌月15日までに審査し、審査結果（採択又は不採択）を応募者あてに通知します。

なお、採択された事業についても、補助金額が要望額よりも減額となる場合や、事業実施に当たっての条件等を付す場合があります。

(2) 審査基準

審査基準は次のとおりです。

ア 事業の必要性

- ・地域における課題やニーズを的確に捉えており、事業を実施する必要性が高いか

イ 事業の効果

- ・事業実施により具体的な効果、成果が期待できるか

ウ 事業の公益性

- ・事業の目的や内容が、県民の利益に資するもので、特定の者の利益に供するものではないか

エ 事業の実現性、経費積算の妥当性

- ・事業内容に実現困難な内容が含まれていないか
- ・関係する行政機関や団体と連携して実施される取組であるか
- ・補助対象経費の積算が適正であり、事業内容に見合うものであるか

オ 補助事業終了後の継続性、発展性

- ・補助事業終了後も事業を継続し、自立して事業を発展させていくことが期待できるか
- ・継続事業においては、事業実施による効果や成果を評価し、評価した結果を踏まえた事業の見直しが図られているか

(3) 採択結果の公表

審査の結果、採択となった場合は、団体等の名称及び所在地（市町村名まで）並びに事業名を県のホームページ上で公表します。

9 補助金交付申請

前条の審査により採択した事業の応募者に対し、福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しますので、別途指定する日までに福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を提出してください。後日、交付決定通知書を送付します。

10 補助金の支払

原則として、補助事業の完了後、補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）を確認した上で、補助金を交付します。

ただし、事業の遂行上必要があると認められる場合は、事業の進捗状況に応じて、概算払により補助金を交付します。

11 留意事項

- (1) 本補助金と国又は県の補助金とを併用することはできません。
- (2) 採択された事業が、国内外から寄せられた寄附金をもとに造成された「福島県東日本大震災子ども支援基金」により実施されている旨を可能な限り、広報媒体（チラシやポスター、SNS、ホームページ等）に掲載してください。